

総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会（平成24年12月定例会）

発 言 者	発 言 要 旨
井 上 委 員	<p>1 駅前滞留者への対応について、東京都内からの帰宅を考えた時、都内に隣接した所にも重きを置く必要があると考える。和光市駅には東京メトロと東武東上線が乗り入れており、東京メトロのみが運行を再開した場合には、東上線の利用者が和光市駅に滞留してしまう。このような相互乗り入れを行う駅についても、協議会の設置が必要と考えるがどうか。</p> <p>2 台風による帰宅困難者について、平成23年9月21日の台風15号の時にJRでは103万人に影響があったとされる。県では帰宅困難者の発生を想定して何か対応を行ったのか。</p> <p>3 帰宅困難者対策の実効性を担保するため東京都は帰宅困難者対策条例を制定したが、県は帰宅困難者対策条例についてどのように考えているのか。</p>
消防防災課長	<p>1 帰宅困難者対策について、県内の色々なところで帰宅困難者が発生すると想定している。まずは乗降客数の多さやターミナル駅であるということで5駅に協議会を設置することとした。この取組をリーディングケースとして他の市町村にも広げていく。</p> <p>2 台風での帰宅困難者対策については、JR東日本大宮支社と連絡を取っていた。駅での滞留状況について確認したが混乱は起きていないとの返答があり、特に対応はしていない。</p> <p>3 東京都の条例のポイントは、企業の従業員3日分の備蓄である。本県は、通勤、通学者の鉄道を利用する割合が少なく、パートタイム労働者が多いので、一律に3日分の備蓄を求めるということではなく、立地状況や通勤実態など企業の実情に合わせた対策が必要であるとする。東京都の推移を見守っている状況である。</p>
井 上 委 員	<p>1 駅前滞留者について、5駅をリーディングケースとすることはよい。都内への通勤、通学者を考えると東京メトロとも埼玉県として連携をとった方がよいのではないかと。</p> <p>2 台風の場合などは、気象の予測ができる。それによって、早期帰宅や休校という対応を取れる。そもそも帰宅困難者を発生させないという対応が県には必要ではないか。</p> <p>3 条例制定については、条例を制定すれば良いというものではないが、対策の実効性を高めるという点をどう考えているか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
消防防災課長	<p>1 東京メトロとの連携については、和光市では、市が主体となつて、和光市駅周辺の帰宅困難者対策協議会を設置したと聞いている。県でも東京メトロとの連携も踏まえながら検討していく。</p> <p>2 台風の関係について、帰宅困難者を発生させないよう対応することが重要であるが、帰宅困難者になった場合も想定して、家族との安否確認手段の普及啓発を行っていく。</p> <p>3 帰宅困難者対策は広域的な課題であるので、九都県市や、国と都が設置した協議会等での検討を踏まえて検討していく。</p>
井 上 委 員	<p>台風の関係について、帰宅困難者になった時に備えよ、ということも必要であるが、帰宅困難者を発生させないために、休校などの措置を取ることにについて、例えば危機管理防災部と教育委員会との連携といった取組も必要ではないか。</p>
消防防災課長	<p>教育委員会では、東日本大震災を踏まえて学校防災マニュアルを作成した。今後も教育委員会や、企業を所管する産業労働部とも連携して進めていく。</p>
委 員 長	<p>次に、ただ今の審査を通じて、執行部に対し、意見・提言すべき事項があれば発言をお願いする。</p>
井 上 委 員	<p>帰宅困難者対策については、台風、停電など様々な災害に応じた内容にすること。</p> <p>また、実効性を高めるために、帰宅困難者対策条例の制定に向け更なる検討を行うこと。</p>